

令和 5年 3月18日

各 位

県北バドミントン協会

会長 山森 祐子 (公印省略)

## 令和5年度県北バドミントン協会への登録について

このことについて、下記の要領により、申込を受け付けますのでお知らせします。

### 記

- 1 県北バドミントン協会（以下「協会」）が主催する大会に参加する者は、協会に登録した団体に所属するか、個人登録をした者でなければならない。  
但し、小、中学生及び高校生はこの限りではない。
- 2 登録は団体または個人とし、団体にあつては、その所在地、活動拠点及び主たる構成員の住所若しくは勤務地が県北地区にあることとする。  
また個人にあつては、活動拠点及び住所若しくは勤務地が県北地区にあることとする。  
なお、県北地区とは福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡の区域をいう。
- 3 協会に登録しようとする団体又は個人は、別添「登録申込書・団体員名簿」を提出し登録料を納入するものとする。  
又、申込書の団体員名簿は、任意の様式により作成したものに替える事が出来る。  
なお、団体員の追加、削除は随時受け付ける。
- 4 登録料は次の通りとする。
  - ① 団 体 1 団体につき 2,000 円
  - ② 個 人 1 名につき 500 円なお、登録料は郵便振替にて納入下さい。  
口座番号 02170-7-7719 県北バドミントン協会
- 5 申込先 [mousikomi20180410@mbr.nifty.com](mailto:mousikomi20180410@mbr.nifty.com) 県協会HP（県北協会登録お願いダウンロードして名簿送信してください）
- 6 締 切 名簿・登録料共 令和5年4月7日（金）（第59回県北団体リーグ戦申し込み締切と同時）以降随時、県北団体リーグ戦、県北大会開催時など。
- 7 その他 ・本協会主催並びに関連大会要項は登録料を納入し、名簿提出済の団体に送付することとする。  
・登録料は、毎年の必要経費、文書郵送費などに充てられていますのでご協力宜しくお願いします。